

平成 7 年 11 月 25 日制定

平成 10 年 11 月 28 日改訂(ISSN 取得)

平成 18 年 12 月 9 日改訂

平成 20 年 9 月 1 日改訂

平成 25 年 12 月 15 日改訂

平成 27 年 8 月 24 日改訂

この規定の改廃は、一般社団法人日本産業技術教育学会技術教育分科会(以下、技術教育分科会と記す)が行う。

1. 技術教育分科会の研究論文集「技術科教育の研究」への投稿は、原則として一般社団法人日本産業技術教育学会の会員(本部会員あるいは支部会員)で、技術教育分科会が開催した研究会で講演したものに限る。なお、当該年度の本部あるいは支部の会費を納入していること。
2. 投稿できる論文は、産業技術教育に関連した未公刊原著論文とする。
3. 執筆責任者は会員に限るが、共著者として会員以外の共同研究者を含めることは差し支えない。
4. 投稿できる論文等は、下記の 3 種類とする。
 - (1) 研究論文:教育・研究において独創性があるもので複数査読を行う。
 - (2) 実践論文:教育実践において有用性があるもので複数査読を行う。
 - (3) 研究ノート:教育・研究において資料として有用性があるものや、学校現場からの報告などで簡易査読を行う(査読無しとして扱う)。
5. 投稿論文は、定められた期日(1 月末日)までに、事務局宛に、原則として Word ファイル形式、または PDF 形式で電子メールにより提出すること。
6. 投稿論文は、本分科会の雛形に沿って作成する。細部は本部投稿規定を準用する。A4 タテ用紙に上マージン 25mm、下マージン 25mm、左マージン 20mm、右マージン 20mm とし、本文は 20~23 文字、45 行、横 2 段組を原則とする。段間隔として 2 文字以上あけて 1 ページとし、1 論文は、原則として 8 ページ以内とする。ただし、査読者が認めた場合には、12 ページを上限として認める。
7. 日本文題名、英文題名、日本文著者名、英文著者名その後日本語による所属と英語による所属を記す。英文は英文題名、著者名(名は頭文字のみ大文字、姓は全部大文字)、所属を付けること。
8. 次に 1 行空けて、和文要旨(400 字以内)とキーワード(5 つ以内)を付けること。
9. 文献番号は、1 論文ごとに通し番号とし、本文の引用箇所片括弧を付けて番号を記入すること。以下に文献の書き順を示す。

著者名:題目、書名、巻、号、ページ(発行年)

例) 1)氏名:題目、日本産業技術教育学会誌 Vol.1, No.1, pp.〇〇-〇〇(2005)
10. 投稿された論文は、複数の査読を基に編集担当(分科会代表)の審査を経て論文集に掲載される。なお、編集担当から原稿の訂正や修正を求められ、返却されることがある。原稿の訂正や修正を求められた論文は、原則として編集委員会の指示から 1 ヶ月以内に再提出しなければならない。再提出

期限を超過した場合、その論文審査は次期に持ち越される。

11. 論文掲載料は8ページまで、15,000円とする。1ページ増加に対して2,000円を徴収する。
12. 技術教育分科会の論文集「技術科教育の研究」に掲載された投稿者に対し、別刷り30部を贈呈する。
投稿者がさらに別刷を希望する場合、その代金は投稿者の実費負担とする。
13. 掲載された論文等について、以下の項目をすべて承諾するものとする。
 - (1) 著者は、自身の著作物である投稿論文等が「技術科教育の研究」に掲載された場合、その著作権を技術教育分科会に譲渡する。
 - (2) 当該著作物に捏造、改ざん、盗用や二重投稿等の研究者倫理に反するものがあつた場合、著者自身が責任を負うものとする。
 - (3) 著者が当該著作物を営利目的外(例えば、所属大学等で投稿論文等を機関リポジトリにて公開する)に利用する場合、技術教育分科会の許諾を得る必要はないものとする。
 - (4) 一般社団法人日本産業技術教育学会本部が営利目的以外に当該著作物を利用する場合は、技術教育分科会の許諾を得ずに利用できるものとする。
14. 査読量として1論文につき、1,000円を査読者に支払うものとする。なお、本査読料については、図書カード等で代替する場合もある。
15. 平成25年度の「技術科教育の研究」第19集からは、本誌に投稿した論文は、他への投稿を認めない。補足として、第19集からは改めて研究論文集として位置づけ、産業技術の発展に資する研究誌とする。

付則

この規定は、平成14年4月1日より施行する。

この規定は、平成15年4月1日より施行する。

この規定は、平成21年4月1日より実施する。

この規定は、平成22年4月1日より実施する。

この規定は、平成23年10月1日より実施する。

この規定は、平成24年10月13日より実施する。

この規定は、平成25年10月5日より実施する。

この規定は、平成26年10月5日より実施する。